

民生委員・児童委員の



令和9年は  
民生委員制度創設  
110周年です

# ひろば

支えあう 住みよい社会 地域から



2026

July

特集

## 民生委員活動における 個人情報管理のあり方を考える

- あらためて押さえておきたい訪問・見守り活動のポイント 第3回 .....  
訪問・相談のきっかけづくり② ～「つながり」づくりから訪問・相談へ～
- 全民児連NEWS .....  
「持続可能な民生委員制度の構築に向けた調査研究事業 報告書」  
がとりまとまる
- 民生委員のための「人権」基礎講座 .....  
女性の人権② 一日々の言動に潜む人権侵害

## 特集

民生委員活動における

個人情報管理の  
あり方を考える民生委員・児童委員（以下、  
民生委員）は、活動の性質上、  
地域住民に関するさまざま

な情報を取り扱います。民生委員活動の基本は住民との信頼関係にあり、万が一その情報の漏えいや紛失等が発生した場合、住民からの信頼を大きく損なうこととなります。近年はSNSの発達により新たな情報漏えいの危険性も発生しており、民生委員一人ひとりがつねに緊張感をもって適切に情報を管理する必要があります。

本特集では、民生委員活動における情報管理の基本をあらためて確認するとともに、新たな情報漏えいの危険性について学びます。

委員活動における  
情報管理の基本

生活状態の把握や相談・支援活動、記録、関係機関への協力といった民生委員活動は、個人情報を取り扱う「情報活動」そのものといえます。

そして、その情報は、地域住民からの信頼を前提として提供されるものであり、「秘密を守る」とことは、民生委員活動が拠って立つ基盤であるといえます。

そのため、万が一その情報を漏えい・紛失した場合、長い年月をかけて築いてきた地域住民との信頼関係が大きく損なわれることとなります。そのような事態を未然に防ぐためには、民生委員一人ひとりが活動にあたりつねに緊張感をもって適切に情報を取り扱うことが必要です。

ここではまず、民生委員が取り扱う情報に関する基本的な事項を確認していきます。

## 1 民生委員の守秘義務

民生委員には民生委員法第15条

において、個人の身上に関する秘密を守ること（守秘義務）が課せられています。これは、活動にあたって、地域住民の私生活に立ち入り、その一身上（生活、精神、肉体等）のさまざまな問題に関わることで多いため定められたものです。

関係機関・団体等との情報共有にあたっては、事前に本人の同意を得たうえで、必要な範囲内で提供することが求められます（法令に基づく場合等は除く）。

また、この守秘義務は、民生委員退任後や対象者が死亡した場合も引き続き適用されます。

違反した場合の罰則規定はないものの<sup>\*</sup>、民生委員への信頼の根幹に関わるものですので、守秘義務を厳守することが求められます。

※民生委員法第11条第1項第2号の「職務上の義務に違反した場合」に該当するため、厚生労働大臣は都道府県知事の員申に基づいて違反した民生委員を解職することができる。

## 2 個人情報保護法と委員活動

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者や組織が守らなければならない共通のルールを定めた法律です。

社会の情報化が進み、ビジネス

に活用されるなかで、事故や悪用による犯罪等から個人を守るために制定されました。こうした背景もあり、個人情報の取り扱われ方に対する意識は高まってきました。

「行政機関等」は別の法令が適用されるため、特別職の地方公務員である民生委員には個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、こうした個人情報をめぐる社会情勢や住民の意識をふまえて、民生委員法の守秘義務規定に則り、個人情報を取り扱っていく必要があります。

個人情報保護法における個人情報の定義は次のとおりです。

● 生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより「特定の個人」を識別できるもの。

※単体では誰か分からなくても他の情報と組み合わせると個人を特定できる情報（電話番号など）も含まれる。

● それ自身が本人を証明する「個人識別符号」（指紋データ、マイナンバー、免許証番号など）が含まれるもの。

民生委員活動を行ううえで、市

特集 民生委員活動における個人情報管理のあり方を考える

町村等から多くの個人情報の提供を受けることがあります。提供された個人情報に漏えい・紛失することが求められます。

❖個人情報に該当するものの一例

出典：政府広報オンライン  
「『個人情報保護法』を分かりやすく解説。個人情報の取扱いルールとは？」



❖個人情報が記載された資料の一例

|                                 |                          |
|---------------------------------|--------------------------|
| 福祉票、児童票                         | 個人や世帯の相談・支援に関する経過記録票     |
| 生活福祉資金借受世帯援助記録票                 | 借受世帯別の相談支援の経過記録          |
| 要支援者台帳                          | 自ら作成する地域の要支援者の一覧         |
| 行政から提供された高齢者名簿、<br>避難行動要支援者名簿 等 | 調査等のために提供される諸名簿          |
| 調査書や意見書の控え                      | 住民からの依頼等で作成する状況確認報告等     |
| 活動記録                            | プライバシー情報を記載してしまっている場合がある |

❖個人情報取り扱いのポイント

|                                      |                                                                                   |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ポイント1 福祉票等は<br>持ち歩かない                | ■ プライバシー性の高い情報が記載されている福祉票や児童票、援助記録票などは持ち歩かない。<br>■ 訪問活動などにおいては、真に必要な情報以外は持ち歩かない。  |
| ポイント2 コピーはとらない                       | ■ 行政への申請書類などでも、原則としてコピーはとらない。                                                     |
| ポイント3 活動の途中や帰途での<br>紛失に注意する          | ■ 訪問先でのカバンなどの置き忘れに注意する。<br>■ 個人情報の記載された書類を持ったまま寄り道をすることは避ける。                      |
| ポイント4 記録そのものを<br>資料として提供しない          | ■ 関係機関での相談時にも個人情報記載の書類そのものを資料として提供しない。                                            |
| ポイント5 支援が終了した時点で<br>適切に情報を廃棄する       | ■ 当該住民や世帯への支援が終了した時点で、個人情報が記載された書類を適切に処分する（シュレッダーでの断裁や焼却処分等）。                     |
| ポイント6 自宅での保管場所、<br>保管方法に注意する         | ■ 個人情報が記載された書類が家族の目にふれないよう、保管場所に注意する。<br>■ 種々の資料を1つのカバンに入れておくことを避けるなど、保管方法にも注意する。 |
| ポイント7 「活動記録」には<br>プライバシー情報は<br>記載しない | ■ 「活動記録」には、住民からの具体的相談内容等、プライバシー性の高い情報は記載しない。                                      |

出典：全民児連「大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」

3 活動中の漏えい・紛失を防ぐために

全民児連では、平成28(2016)年3月にリーフレット『大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類の取り扱いのポイント等』を右

類等の取り扱いについて』を作成し、活動時における注意喚起を行っています。このリーフレットでは、民生委員活動中に取り扱う個人情報が記載された書類の一例やその取り扱いのポイント等を右

記のとおり整理しています。近年報道されている民生委員による個人情報紛失の例は次のようなものですが、いずれの例も「取り扱いのポイント」を活動中に強く意識しておくことで避けること

ができた可能性があります。

### （個人情報紛失の例）

- ① 書類を自宅に持ち帰ったあと、他の書類と混ざってしまい紛失
- ② 書類を活動中に紛失
- ③ 電車での移動中に書類の入ったリュックを盗難されて紛失

**①の例** は、個人情報が記載された書類を他の資料と分けて保管する等の管理方法を決めて、徹底することで防げます。

**②の例** は、活動の間に資料の有無をチェックするタイミングを設けておくことで、いち早く気づくことができ、被害を小さく留めることができます（次の訪問に行く前に書類があるかチェックするなど）。

また、持ち運ぶ際には、資料が落ちにくいケースやカバンを使用するようにしましょう。

**③の例** は、個人情報の記載がある書類を入れているリュック等は身体から離さないようにして盗難を防ぐ必要があります（網棚に置いたりしない）。

民児協内で定例会等の機会に、

個人情報の取り扱いのポイントを周知したり、ルール等を徹底できているかを定期的に確認していくことが重要です。

### 書類以外の情報管理の注意点

今の時代、情報漏えいのリスクは紙の書類だけではありません。デジタルデータはたった一度の操作ミスやスマートフォン等の端末の紛失により、瞬時にかつ一括して大量の個人情報が流出・拡散する怖さをもっています。利便性の裏にあるデジタル管理の重要性を再認識し、確実な取り扱いを徹底してください。

#### 1 デジタルに潜むさまざまなリスク

##### ア WEB 閲覧

活動中に調べたいことがある時、WEBサイトを閲覧すればすぐに調べることができます。しかし、誤って意図しないサイトにアクセスしてそこからウイルス感染するリスクがあります。

WEB閲覧中に偽の警告画面に騙されて不正なアプリを取り込んでしまう、本物そっくりな偽サイトに誘導されて重要な個人情報を入力してしまう、端末の更新を怠った状態で不審なURLへアクセスして感染してしまうという事象が考えられます。

##### イ フリーWi・Fiへの接続

街中のフリーWi・Fiには、通信内容を盗み見られたり、ウイルスを送り込まれる危険性があります。鍵マークのないWi・Fiは暗号化されていませんので、絶対につながないでください。また、安全なWi・Fiであっても、接続中は個人情報の入力や重要な業務データの閲覧・やり取りは行わないのが鉄則です。

##### ウ アプリの利用

LINE等のアプリは便利ですが活動上の相談を委員間でやり取りする際は細心の注意が必要です。宛先をよく確認せず「うっかり誤送信」をしてしまえば、即座に重大な情報漏えいにつながります。

また、相手の氏名などの個人情報はメッセージに直接書かないこと、通知画面から第三者に盗み見られないようにスマートフォンの画面ロックを設定することも必須です。

##### エ SNSの利用

民生委員の活動を社会に広く知ってもらうため、SNSで活動の様子を発信していくことは有効な手段です。SNS利用は迅速かつ広く発信できるメリットがある反面、その情報を悪用する人も存在するというのを忘れてはいけません。

掲載する写真に地域住民の姿が映る場合には、本人の了承を得ることはもちろんのこと、名札など氏名表示は、画像加工で消すか隠す配慮が必要になります。

近年はカメラの画質が良くなっており、過去には瞳に映っている景色等から住所が特定された事例もあります。写真のなかに映りこんでいる表



特集 民生委員活動における**個人情報管理のあり方**を考える

札やカレンダー、窓の外の景色など、意図しない情報の映り込みには十分に注意を払うことが必要です。

時代の変化によって民生委員活動を支えるツールは進化しており、それをつまく活用することは活動の発展につながります。一方でその背後にある危険性を理解し、リスクを最小限におさえて活動していくことが民生委員には求められます。それは一人ひとりの民生委員による小さな積み重ねを要するものです。

## 2 「言葉」による 情報漏えいの防止

書類やデジタル情報漏えい以外にも、日々の委員活動における「言葉」による流出にも、大きなリスクが潜んでいます。

※たとえば、これまでも実際に大きな事件・事故が発生すること、当該地区拒否委員に対して、メディアからの取材が入り、被害者の生活状況等について質問を受けるという事態が発生することがありました。

記者は言葉巧みに「地域を守るため」「背景を正確に伝えるため」と回答を引き出す質問をしてくるかもしれません。しかし、たとえ

悪意はなくても、「あの世帯は普段から…」「ひとり暮らしで…」といった情報を記者に提供することとは、結果として被害者やその家族のプライバシーを著しく侵害し、さらなる二次被害や地域の動揺を招く守秘義務違反行為となりえます。

民生委員法に定められた「守秘義務」は、いかなる相手、いかなる状況であっても免除されるものではありません。事件や事故の際、メディアから取材や問い合わせを受けた場合は、以下の対応を徹底してください。

- その場での即答や個人を特定できる発言は絶対に避ける
- 「守秘義務があるため、個別の事案についてはお答えできません」と毅然と断る
- 速やかに事務局（市町村や社協など）へ報告し、組織として対応を委ねる

住民との強い信頼関係を守り、安全な活動を継続するために、紙の書類やデジタルデータだけでなく、自分の家族を含めた第三者に対する「自らの言葉」の管理にも

最大の危機感と節度をもって臨みましょう。

## 万が一に備える

万が一、情報の漏えい・紛失が疑われる場合、被害を拡大させないため速やかな対応が求められます。気づいた時点ですぐに行政担当者か民児協へ報告する対応ルールを民児協内で確認・徹底しておくことが重要です。

また、日ごろの備えとして、定期的に扱っている情報の管理を意識する機会を研修等でつくっていくことも重要です。近年の報道等をみても、ちよつとした不注意が原因となつているものが多く、普段は気を付けていてもその時だけ起こってしまったという可能性も

あります。そういった事態を避けるには、つねに意識できる環境をつくっていくことが必要といえます。

民児協内で一歩間違えれば情報の漏えいや紛失につながったかもしれない事例（ヒヤリハット）を出しあつて、どうすればそれを防ぐことができるのかを考えていくことも日常から備える取り組みとして有効と考えられます。

本特集を一つの機会として、民児協内で、民生委員活動における情報管理について確認・検討をすすめてみてください。

全民児連  
「大丈夫ですか！  
個人情報記載された  
書類等の取り扱いについて」



## 定例会で 話し合ってみよう

『ひろば』を活用して、単位民児協の定例会などで民生委員・児童委員としての学びを深めましょう。

- 1 民生委員活動における情報管理のヒヤリハットを出し合い、注意すべき点を共有してみましょう。
- 2 万が一情報漏えい・紛失が起こった場合の対応を確認して不十分な点がないか話し合ってみましょう。

あらためて押さえておきたい

## 訪問・見守り活動のポイント



第3回

訪問・相談のきっかけづくり②  
「つながり」づくりから訪問・相談へ

広島国際大学 健康科学部 教授 岡本 晴美

## 1. 「つながり」づくり

前号では、訪問や声かけがすぐに結果につながらなくても、関わり続けることそのものが意味をもつことをお伝えしました。では、そうした「つながり」は、日常のなかで、どのように育てていけば良いのでしょうか。

民生委員・児童委員(以下、民生委員)の強みは、地域住民の方と同じ「地域の一住民であること」です。ただし、現代では、自然発生的に関係性が生まれる機会は少なくなっています。

だからこそ、意識的に関係づくりをすることが必要になります。

とはいえ、特別なことをする必要はありません。

たとえば、顔なじみの方に、「何か気がかりなことがあったら教えてくださいね」と声をかけておく。子育て中の保護者に呼びかけ、月一回地域のなかで「おしゃべり会」を企画する。町内会の防災訓練の後に親睦会を開催して関係づくりを行うことなどが考えられます。

ここで意識したいのは、「してあげる側」と「してもらう側」という関係にならないことです。準備や片付

けは、民生委員がお膳立てしてしまうのではなく、一緒に行くことで無理のない対等な関係が生まれます。活動の始め方は、その後の関係性に影響します。ぜひ、「地域住民巻き込み型」で活動を展開していただければと思います。

このようにして培われた日常的な関係性こそが、訪問や相談につながる「土壌」になります。

## 2. 「つながり」から訪問・相談へ

訪問や相談の際、「どこまで踏み込んで良いのか」と悩むことがあります。この迷いは、相手を大切に思うからこそ生まれます。「どこまで」という線引きは、一定程度の常識的な範囲をふまえたつても、相手との関係性によって変わってきます。

私たち自身も、同じ質問でも相手によって答えやすさが違うことがあります。曰く「ごろから顔を合わせ、言葉を交わしている関係だからこそ、安心して話せることがあるのです。その安心感は、一度の訪問や関わりで生まれるものではありません。何気ない会話のなかで、「実は、最近困っていることがあって」と相談が

始まることもあります。

反対に、「こちらが変化に気づいて声をかけても、すぐには打ち明けてもらえないこともあります。話すタイミングは人それぞれです。言葉にならなくても、相談につながらなくても、声をかけ続けることが信頼を育みます。

訪問や相談は、特別な場面から始まるのではなく日常の関わりからの積み重ねの先に、自然と生まれてくるものです。焦らず、無理をせず、できる関わりを続けていくこと、その姿勢こそが、いざというときの「相談できる関係」を支えてくれるはずで





# 「持続可能な民生委員制度の構築に向けた 調査研究事業 報告書」がとりまとまる

令和8（2026）年3月、厚生労働省の社会福祉推進事業として、一般財団法人日本総合研究所が委員活動環境の整備や負担軽減の方策、ならびに民生委員活動を支える体制のあり方等を検討することを目的に実施した「持続可能な民生委員制度の構築に向けた調査研究事業」の最終報告書（以下、報告書）が公表されました。

本事業の検討委員会には全民児連から長田副会長らの民生委員関係者も参画しており、以下に、その概要と今後の対応等を報告します。

## 1. 3つの優先課題と対応の方向性

報告書では、一斉改選での欠員問題や就労委員の増加（現任委員の約半数が就労）といった背景をふまえ、3つの優先課題と対応の方向性が示されました。

### ① 配置区域や定数設定

委員一人による一区域の担当制を見直し、精神的負担の軽減等を目的とした「チーム制（チーム支援）」の導入を進める。現行の世帯数基準だけでなく地域特性等を加味した適切な定数算定の仕組みを国が検討・検証すべき。

### ② 業務範囲の整理や負担軽減策

「何でも屋」として課題を抱えこまざるを得ない現状の打破に向けて、専門職につなぐ「地域の身近な相談相手」として、本来の役割（気づく・つなぐ・見守る）の再定義と周知とともに、職務に直結しない「あて職」を見直すためのガイドライン等の提示、およびICT活用等による業務の効率化。

### ③ 就業と委員活動の両立支援

自治体が主体となった地元企業への協力依頼や、仕事と両立している活動に関するイメージ像の発信、法

や通知によって活動を強く推奨する制度的後押し等の社会的な機運醸成。

## 2. 報告書における提言

報告書では、以下の4点の必要性が提言されました。

### ① 福祉専門職・機関の関与

地域の実情を熟知している地域包括支援センターや社会福祉法人が、選出プロセスに関与する仕組みの検討・整備

### ② 「推薦準備会」の設置推進

住民の情報を把握できる小地域を対象とし、候補者を着実に人選できる推薦準備会の設置

### ③ 「チーム制」の定着

委員の負担軽減のための標準的な支援体制としての定着

### ④ 若者や子どもを通じた広報

出前授業などの周知活動の推進を通じて、家庭や地域への理解の浸透と将来の担い手確保

## 3. 令和8年度の対応

報告書では、具体策の提示に向けて継続的な協議が必要な「今後の検討課題」として、柔軟な定数設定および配置区域のあり方の実現に向けた仕組み、改正保護司法を参考にした、企業への配慮義務化など活動環境づくりの検討、活動の実費弁償費（活動費）の水準や算定根拠の明確化など自治体が予算化しやすい環境整備があげられました。

これらを受け、厚生労働省は、令和8年度社会福祉推進事業として、後継の調査研究事業が行われることが決定されました。

全民児連は、引き続きこれらの議論の場に参画し、全国の委員が活動を継続しやすい環境づくりと持続可能な制度の構築に向け、国や関係機関に対する働きかけを推進してまいります。



報告書（全文）



報告書（概要版）

民生委員のための

# 「人権」

基礎講座



## 女性の人権② —日々の言動に潜む人権侵害

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科 博士後期課程 坂本 珠祈

### (1) 日々の言動に潜む人権侵害

民生委員・児童委員（以下、民生委員）の活動では、地域で暮らす女性と関わる機会も少なくありません。差別するつもりがなくても、女性に対する偏見や固定観念、性別役割の押し付けによって、相手の尊厳を傷つけてしまうことがあります。

### (2) ジェンダー・バイアス

民生委員の活動にとどまらず、日常生活のなかでも女性に対する人権侵害にふれる機会があります。たとえば、電車やバスで、目の前の女性が痴漢に遭った場面を想像してください。その女性は短いスカートで露出の多い服装をしています。

「男性は性的欲求を抑えられないものだ」「短いスカートを履いている女性にも原因がある」「被害に遭いたくなければ、露出の少ない服装をすべきだ」という声があったとします。いず

れも、女性および男性に対する偏見や思い込みです。このような性別に基づく偏見や思い込みを「ジェンダー・バイアス」と言います。

### (3) ジェンダー・ステレオタイプとジェンダー・ロール

また、活動のなかで、地域で暮らすシングルマザーが、男性と腕を組んで歩いている場面に遭遇することもあるでしょう。ふだんとは違い、おしゃれな装いをしています。どのように感じるでしょうか。

「お母さんなのに恋愛をしている場合じゃない」「シングルマザーなのに、そんなにおしゃれをする必要があるのか」「母親は慎ましく子育てをするべきだ」

このような母親に対する規範は、性別に対する固定観念である「ジェンダー・ステレオタイプ」です。また、期待される性別ごとの役割を表す「ジェンダー・ロール」の一例ともいえます。

### (4) 一人ひとりの意識変革が重要

こうしたジェンダーに基づく偏見や固定観念、性別役割の規範は、日常生活のなかに広く存在しています。例えば、痴漢は被害者の女性に原因があるとする考え方は、女性の性暴力被害を自己責任に帰し、被害を矮小化させてしまいます。また、ジェンダーに基づく偏見や思い込みがあることで、女性の生きづらさや困難を実際より小さく扱ったり、些細なこととしてみなしたりし、女性の人権を軽視することにつながります。

加えて、ジェンダーに関する偏見や固定観念、性別役割を前提とした関わりは、女性自身に内面化された偏見や固定観念、性別役割を強化してしまう一面もあります。一人ひとりが自らの内面化された偏見や固定観念、性別役割の規範に意識的になることが重要です。

## 民鏡

篠原 清美

福島県民生児童委員協議会  
会長・本紙編集委員長

▼地元新聞社が行った県民世論調査の結果が新聞に大きく掲載されました。記事によると、東京電力福島第一原発の事故発生から、3月11日で15年の節目の年となり、記憶や教訓が風化していると感じるかを尋ねたところ「感じる」との回答は、「どちらかと言えば」を含め74.4%に上りました。風化を感じる理由は「震災や原発事故に関して話題にする事が少なくなった」が最も多く、避難者がいる事実が忘れられていると掲載されていました。▼福島県は、地震による原子力発電所の水蒸気爆発、津波や台風等三重苦を経験した事を記憶し、教訓を継承することが重要課題だと思っています▼4月6日に天皇、皇后両陛下と愛子さまが、浜通り地区にある原発事故の対応拠点を視察されました。その後、東日本大震災・原子力災害伝承館、双葉町で花を手向け、館内に被災者と懇談し、「ヴィレッジに宿泊されました。翌日は富岡町、大熊町、浪江町に足を運ばれ、被害者の皆さんを激励されました▼これまでの福島県の復興へのご支援に対して心より感謝申しあげたいと思っています。

民生委員・児童委員の

ひろば 7月号

2026 July

令和8年7月1日発行  
(毎月1回1日発行)第877号

●発行所／  
全国社会福祉協議会  
〒100-8980  
東京都千代田区霞が関3-3-2  
電話03-3581-6747

●発行人／池上 実  
●編集人／平井 庸元

●定 価／1部10円  
(購読料は会費に含む)

### お知らせ

## 毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です！

同運動は、犯罪や非行のない地域社会をつくるために、一人ひとりが考え、それぞれの立場で関わるきっかけづくりをめざしています。

第76回となる令和8(2026)年度は、「保護司をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」をテーマに、さまざまな広報活動が展開される予定です。

同運動の特設サイトでは、実施要綱や広報用ツールは公開していますので、二次元コードからご確認ください。



ホームページの  
ご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全国民生委員互助共励事業のホームページ

☆全民児連ホームページ関係者専用ページパスワード

**全民児連** で検索

**互助共励** で検索

**20131201**

